

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 12 月 11 日（金）午後 3 時 45 分～午後 4 時 21 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 ㊸実施計画（暫定版）について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1 について：説明のあったとおり、決定する。 議題 2 について：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 ㊸実施計画（暫定版）について （企画財務部長説明） 実施計画は、第四次長期総合計画に示した施策を計画的に実施するための事業計画であり、実施に係る年次計画と財源の根拠を明らかにするものである。現在、第四次長期総合計画後期基本計画を策定中であることから、本庁議においては、暫定版として決定いただくものである。なお、後期基本計画については、来年 2 月を目途に計画決定される予定であるため、その後、実施計画について正式に庁議決定いただく予定である。 各所管課から㊸実施計画への掲載要求があった事業は 268 事業であった。その後、意見聴取、現地調査、理事者査定等を経て、実際に㊸実施計画原案として掲載した事業は 205 事業、うち新規掲載事業が 62 事業、平成 28 年度の実施計画事業費は約 40 億 200 万円である。 資料に基づく内容は、企画政策課長から説明する。 （企画財務部企画政策課長説明） 資料 5 頁の財政フレームを御覧いただきたい。 財政規模の 3 年間の合計は、歳入、歳出ともに 847 億 9,400 万円となっている。 まず、歳入のうち市税については、平成 28 年度は、個人住民税の

給与所得控除の上限額の引下げ及び軽自動車税の二輪車等の税率改正による増収が見込まれることから、前年度比 5,500 万円の増額である。続いて、地方交付税については、地方消費税及び税収の増により、前年度比 1 億 5,200 万円の減額である。続いて、国庫支出金については、歳出において障害者自立支援給付費、児童手当負担金等の扶助費の増額を行ったことにより、前年度比 5,700 万円の増額である。続いて、都支出金については、国庫支出金同様に障害者自立支援給付費負担金、医療保健政策区市町村包括補助事業補助金等の増額により、前年度比 1 億 900 万円の増額である。続いて、地方債については、臨時財政対策債及び起債対象事業の減少により、前年度比 5 億 600 万円の減額である。続いて、繰入金については、平成 28 年度に 1 億 1,900 万円の繰入れを見込んでいる。内訳については、公共施設建設基金から 4,600 万円、防衛補助を財源として設置した基金から 6,600 万円、みどりの基金から 290 万円の繰入れを見込んだものである。続いて、その他については、地方消費税交付金の増額等により、8 億 5,600 万円の増額である。この結果、平成 28 年度末の財政調整基金の残高は、第 5 号補正後の金額で約 8 億 1,000 万円、公共施設建設基金の残高は約 20 億 6,200 万円となる見込みである。

次に、歳出のうち人件費については、嘱託員報酬の増額等はあるものの、国勢調査経費の減額により、前年度比 2,300 万円の減額である。続いて、扶助費については、身体障害者に係る介護給付費、訓練等給付費等の増加に伴い、前年度比 1 億 5,800 万円の増額である。続いて、公債費については、元利償還金の増により、前年度比 2,800 万円の増額である。続いて、繰出金については、国民健康保険特別会計への繰出金は減じるものの、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の増加により、横ばいの見込みである。

次に、個別の事業計画について、平成 28 年度の新規事業あるいは充実事業等を中心に説明する。

(14 頁)

(1) (仮称) 協働推進プラン策定事業

「武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針」を策定してから 9 年が経過しており、指針の見直しを含めて新たに協働推進プランを策定するものである。

(15 頁)

(1) 国民保護計画 (改正) 策定事業

平成 18 年度に策定した計画の改正であり、追記としてテロ対策、Em-Net (緊急情報ネットワークシステム) 及び J-ALERT (全国瞬時

警報システム)の活用、安否情報システムの活用に関することなどがある。なお、東京都については平成27年3月に改正が行われている。

(16頁)

(5) (主) 56号線雨水対策事業

(6) (主) 84号線雨水対策事業

(7) A-40号線雨水対策事業

それぞれの路線に排水設備又は浸透枳などを設置する。

(18頁)

(3) (主) 3号線防護柵整備事業

平成28年度から3か年計画で平和西通り及び平和通りの横断抑止柵を新基準に対応させるとともに、透水性の歩道に打ち換えるものである。

(19頁)

(1) 通学路防犯設備整備事業

平成28年度から3年間で全小学校の通学路に防犯カメラを設置するものである。

(20頁)

(4) 出産・子育て応援事業

妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うものであり、保健師4名及び看護師3名で対応し、全ての妊婦の面談、育児パッケージの配布及び支援プランの提供を行うものである。

(23頁)

(3) 人間ドック等助成事業(国民健康保険)

(4) 人間ドック等助成事業(後期高齢者医療)

人間ドック又は脳ドックに係る費用の一部を助成するものであり、将来の医療費の抑制を図るものである。

(24頁)

(3) 緑が丘高齢者サービスセンター屋上防水改修事業

老朽化による屋上防水の改修を行うものである。

(4) 第三老人福祉館屋根等改修事業

腐食が激しい屋根・外壁等の改修を行うものである。

(25頁)

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

平成28年10月に(仮称)在宅医療・介護連携支援センターを設置し、24時間・365日対応の在宅医療と介護サービスの提供体制を構築するものである。

(6) 生活支援体制整備事業

介護サービスでの市町村事業となる地域支援事業において、地域

包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するものである。

(27 頁)

(2) のぞみ福祉園施設改修事業

全体的に老朽化が進んでいる施設の設備のうち、特に劣化の著しい玄関の自動ドアを改修するほか、室内の一部に自動ドアを設置するものである。

(28 頁)

(1) 病児・病後児保育事業

平成 28 年度に施設の改修を行い、平成 29 年度から病後児保育に加えて病児保育を実施するものである。

(30 頁)

(12) 保育力強化事業

認証保育所等においてアレルギー時、障害児、外国人児童等の入所に対応するため必要な経費を補助するものである。

(31 頁)

(13) 保育士等キャリアアップ補助事業

(14) 保育従事職員資格取得支援事業

(15) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

近年の保育所における保育士不足に対応するため、職員処遇改善や資格取得支援又は地方からの人材確保のための宿舍の借上げに係る経費の補助を行うものである。

(17) つみき保育園施設改修事業

公設民営保育園の在り方を考慮し、特に老朽化の激しい窓枠サッシ及び渡り廊下の改修を行うものである。

(32 頁)

(2) 生活困窮者及び被保護者就労準備支援等事業

本年 4 月に設置した市民なやみごと相談事業において、国が定める必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金事業については実施中であり、任意事業である、主に若者を対象とした就労準備支援事業については現在実施できていない状況であったが、委託により実施できる見込みが立ったところである。

(33 頁)

(2) ウィメンズチャレンジプロジェクト事業

本年度から地方創生の先行型事業として実施しているものであり、女性の起業や再就職を支援するためにセミナー等を開催するものである。

(34 頁)

ア 第二次教育振興基本計画策定事業

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年の計画であり、今回は市長が策定する教育大綱に基づき策定するものである。

イ 小中一貫教育全国サミット運営事業

平成 28 年 10 月上旬に村山学園など市内 3 会場において実施するものである。参加者は約 3,000 人を予定している。

オ ラウンド式食器消毒保管庫修繕事業

設置から約 17 年が経過している保管庫について、経年劣化により故障の発生が予測されることから 4 台のうち 2 台を修繕するものである。なお、残りの 2 台については平成 26 年度に 1 台修繕し、今年度にもう 1 台の修繕を予定している。

(37 頁)

イ 校舎特別教室等冷房化推進事業

既に全室冷房化が終了している第七小学校以外の全学校の特別教室等に冷房を設置するものである。なお、第十小学校、第四中学校及び第五中学校については防衛補助（一般防音）の活用を予定している。

(44 頁)

(7) 乗合タクシー運行事業

平成 25 年度から 3 年間の実証実験運行を行っていたが、平成 28 年度からは本格運行に移行する。なお、乗降場所について新たに 4 か所追加する予定である。

(46 頁)

ア (主) 14 号線整備事業

劣化の激しい第八小学校東側の南北に走る道路について車道の打換えを行うものである。

(52 頁)

(1) 住宅マスタープラン（改定）策定事業

現行の計画期間が平成 28 年度をもって満了することから、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間の計画を策定するものである。

(53 頁)

(3) マンホールトイレ設置事業

災害時に対応するため、避難所である小中学校及び市民総合センターに各 5 基のマンホール直結トイレを設置するものである。

(54 頁)

(7) 公営企業会計適用推進事業

公営企業については、平成 31 年度までに現在の単式簿記から複式簿記である企業会計に移行することが義務化された。このことから、本市の下水道事業についても平成 28 年度に基本方針を策定の

上、資産の調査・評価を行い、システム構築を平成 31 年度までに完了させる予定である。

(57 頁)

(1) 一般廃棄物処理基本計画策定事業

現行の計画期間が平成 29 年度をもって満了することから、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の計画を策定するものである。

(58 頁)

(5) ごみ情報提供システム導入事業

ごみカレンダーやごみ分別辞典、ごみの出し方マニュアル、本日のごみの種類のお知らせ機能が付いた、いわゆるごみ分別アプリを導入するものである。

(60 頁)

(5) 第三次農業振興計画策定事業

現行の計画期間が平成 29 年度をもって満了することから、平成 30 年度以降の計画を 2 か年で策定するものである。

(61 頁)

(2) 創業支援事業

経済産業省に本市の計画が平成 27 年 10 月 2 日付で認定されており、当該計画に基づき創業セミナー、創業塾、個別相談等を実施するものである。

(65 頁)

(1) 市指定文化財織物協同組合事務所整備事業

平成 15 年度に屋根、外装改修等に係る経費を補助している。今回は、2 階ホールの改修及び外壁の塗装改修を予定しており、経費の 2 分の 1 を補助するものである。

(67 頁)

(5) 市制 50 周年記念事業

平成 32 年度に市制施行 50 周年の節目を迎えることになる。早い段階から基本的な考え方を取りまとめるために、平成 28 年度から検討を開始するものである。

(7) ストレスチェック制度実施事業

労働安全衛生法の改正により、職員に対して年 1 回ストレスチェックを行うことが義務化されたことによるものである。ストレスチェック表を用いて検査を行い、高ストレスと判断された者については医師の面談を受ける仕組みになっている。

(8) 受水槽・高架水槽等更新事業

(9) 庁舎空調機器等更新事業

庁舎の設備の更新について、平成 28 年度に受水槽等の入替えを

行い、平成 29 年度 4 か年をかけて空調機の入替えを行うものである。

(68 頁)

(12) 証明書等コンビニ交付事業

マイナンバー制度導入に伴い、平成 29 年 1 月から全国の主要なコンビニエンスストアで住民票の写し等の取得を可能とするものである。なお、本制度の利用に当たっては、住基カードに替わる個人番号カードの取得が必要となる。

(69 頁)

(1) 新地方公会計整備事業

平成 29 年度までに統一的な基準により財務書類の作成や固定資産台帳の整備又はこれに伴うシステムの整備が求められていることから、平成 28 年度中に整備するものである。

最後に、今後の予定であるが、本日庁議決定をいただいた場合には、市長決裁を経て年内に暫定版を広資料として配布する予定である。

(質 疑)

- 34 頁の小中一貫教育全国サミット運営事業については、10 月 21 日及び 22 日に開催する予定である。
- 参加者は約 3,000 人との説明であったが、全庁的に対応が必要となるか。
- 運営の仕方については、昨年度に開催した和文化教育全国大会と同様に考えている。協力いただきたい部署には依頼文を送付させていただく予定である。なお、2 日間 3,000 人とは、各日 1,500 人の計算である。
- 参加者の宿泊施設はどうされるのか。
- 全国から参集されるため、都内の各宿泊施設を利用いただくことになる。
- 44 頁の自転車活用推進事業とは、具体的にどのような事業となるのか。
- 事業内容については検討しているところである。東京都は自転車レーンの整備を推進しており、本市においても新青梅街道は拡幅整備にあわせて実施するものと考えている。ほかにも、様々な形で自転車の活用が考えられるところであり、多摩都市モノレールの延伸もにらんで活用方法を検討していく必要がある。
- 31 頁の保育従事職員宿舍借り上げ支援事業とは、具体的にどのような事業となるのか。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市内の保育所において、保育所が保育士の宿舎を借り上げる場合に、借上げに係る費用について市が補助するものである。補助金の交付対象は保育所であり、入居者である保育士個人ではない。 ○ 全額補助するのか。 ● 補助基準額が定められており、上限額は 82,000 円/月となる。 ○ 上限額と同等の宿舎に入居した場合、全額を市が保育所に補助するのか。 ● 補助率も定められており、市の負担は 8 分の 1 となる。また、補助対象は採用されてから 5 年以内の常勤保育士又は常勤保育従事職員となり、対象は国又は都制度によって異なる。 ○ 宿舎の入居形態は問わないのか。単身だけではなく、ファミリータイプに家族で入居し、世帯主ではなくても補助対象となるのか。 ○ 特に規定は見当たらないが、補助額は限られているため、より広い宿舎に入居する利点はないと思われる。 <p>(結果) 説明のあったとおり、決定する。</p> <p>議題 2 その他 特になし。</p>
--	---

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)
------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課 (内線 : 373)
-------	------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)